

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 15 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

第1条 立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 ） 6の2	……略……	……略……	……略……	1 ） 6の2	……略……	……略……	……略……
6の3	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付</u>	<u>通知カード再交付手数料</u>	<u>1枚につき</u> <u>500円</u>				
7 ） 75	……略……	……略……	……略……	7 ） 75	……略……	……略……	……略……

第2条 立川市事務手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額

1 6	……略……	……略……	……略……	1 6	……略……	……略……	……略……
6の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	1 枚につき 800円	6の2	住民基本台帳法第 30 条の 44 第 3 項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	住民基本台帳カード交付手数料	1 枚につき 500円
6の3	番号法第 7 条第 1 項に規定する通知カードの再交付	通知カード再交付手数料	1 枚につき 500円	6の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 7 条第 1 項に規定する通知カードの再交付	通知カード再交付手数料	1 枚につき 500円
7 75	……略……	……略……	……略……	7 75	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成27年10月 5 日から、第 2 条の規定は平成28年 1 月 1 日から施行する。

